

## 農村振興総合整備実施計画費（継続）

### 1. 趣 旨

- (1) 食料・農業・農村基本法第34条に基づく農村振興に係る国の役割を踏まえ、農村地域の総合的な振興に関する施策を、地域住民をはじめ多様な主体の参画のもと、多様なニーズへの対応や関係府省との連携を図りつつ計画的に推進することが必要である。
- (2) このため、農村振興のマスタープランとして作成される農村振興基本計画に即し、農村地域の高齢者福祉、環境保全等多様なニーズに対応した整備を総合的に実施する農村振興総合整備事業、中山間地域の特性に応じ農業生産基盤の整備と一体的に農村の生活環境の整備を実施する中山間地域総合整備事業、及び農業生産基盤と生活環境基盤の総合的な整備を実施するなかで個性的で魅力ある村づくりを推進する村づくり交付金の各事業に対応し、地方公共団体等が策定するこれらの事業に係る実施計画策定に助成し、もってこれらの事業の円滑な推進を図るもの。

### 2. 事業内容

農村振興総合整備実施計画の内容

計 画 事 項	内 容
地区の範囲	総合整備事業の対象となる地区の範囲を定め、地区の概況を整理する。
地域振興の目標	振興基本計画に基づき、総合整備事業で対応する地域振興の目標を整理する。
農村振興基本計画における事業の位置付け	上記の地域振興の目標を実現するための、総合整備事業で対応する整備内容を整理する。
地域振興施策の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施スケジュールの調整 他府省等の施策の実施スケジュールの調整、特に総合整備事業と連携する施策との連携内容、工程調整について整理する。</li> <li>・整備内容等の調整 複数の振興基本計画のテーマに共通する施策となっている場合、テーマ毎に要請される機能が発揮されるよう、施設の配置計画及び整備内容について調整の上整理する。</li> </ul>
地域住民活動の計画	地域住民の地域振興のための活動内容及び農村振興整備支援事業等、活動のための支援の手法等を整理する。
事業の計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備計画 施設の種類、名称、位置、計画諸元、費用、工程及び年度事業費、費用の負担方法、資金計画等。</li> <li>・管理・利活用計画 施設毎の予定管理者、予定管理方法とともに、地域住民参加による施設の管理・利活用内容を整理する。</li> <li>・事業の評価 事業の効用等を把握する。</li> </ul>

### 3. 事業実施主体等

- (1) 実施主体：都道府県、市町村等
- (2) 補助率：1/2
- (3) 実施期間：1年以内/地区

### 4. 平成19年度概算決定額（平成18年度予算額）

341,500(341,500)千円

【担当課：農村振興局企画部事業計画課】